

一般社団法人長野県診療放射線技師会

定款・諸規程集



2012 年 5 月 20 日 通常総会承認

2012 年 9 月 7 日 理事会修正・承認

2012 年 10 月 23 日 臨時理事会修正・承認

〒390-0847 松本市笹部 1-3-7 GB オフィス 102 号

TEL : 0263-87-7778

FAX : 0263-27-8886

URL : <http://www.nagano-rt.org>

E-mail : office@nagano-rt.org

目次

一般社団法人長野県診療放射線技師会 定款	1
総会運営規程	7
組織規程	8
入退会等に関する規程	9
会費等納入規程	9
役員選出規程	10
役員報酬等並びに費用に関する規程	11
委員会設置規程	11
学術・教育委員会規約	12
倫理委員会規約	13
支部規程	13
北信支部規約	14
東信支部規約	15
南信支部規約	17
中信支部規約	18
会計事務取扱規程	19
旅費規程	22
認定講習会基金規程	23
事業運用基金規程	23
事務所運営基金規程	24
表彰規程	24
慶弔規程	25
放射線学会議運営規程	25
助成金等運用規程	26
超音波骨密度測定装置運用規程	28
超音波骨密度測定装置運用細則	29
各種届け出用紙	30

一般社団法人長野県診療放射線技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人長野県診療放射線技師会
(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県松本市に置く。
2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を
必要な地に置くことができる。これを変更又は
廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、放射線の安全で的確な利用を目指し、診
療放射線技術の向上発達を図り、もって公衆衛
生の向上および長野県民保健の維持発展に寄与
することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を
行う。
(1) 診療放射線技術の研究と向上発展に関する事業
(2) 診療放射線利用の啓発に関する事業
(3) 放射線診療の安全確保に関する事業
(4) 診療放射線技師の資質向上と業務環境の整備に関す
る事業
(5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。
(1) 正会員は、長野県内に居住し、または勤務す
る診療放射線技師又は診療エックス線技師の
免許証を有し、本会の目的に賛同し入会した
者
(2) 名誉会員は、本会に顕著な功績のあった正会
員で理事会の選考を経たうえ総会において承
認された者
(3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、これを援
助する個人または法人
2 本会の社員は、正会員をもって一般社団法人お
よび一般財団法人に関する法律(以下「法人法」
という)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、総会において定め

る「入退会等に関する規程」の定めるところによ
り、申し込みを行い、理事会の承認を受けなけれ
ばならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるた
め、会員は、総会において定める「会費等納入規
程」により会費を納入しなければならない。
2 既納の会費は、過払い及び二重払いの場合を除
き、これを返還しない。
3 期限までに会費を納入しない場合は、一時的に
会員の日常的な権利(会報等の配布、講習会受講
等の特典など)を停止する。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次に該当する場合は、その資格を喪失す
る。
(1) 本会を退会した場合
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
(3) 2年以上会費等を納入しない場合

(退会)

第9条 会員は、「入退会等に関する規程」の定めるところ
により、何時でも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次に該当した場合は、正会員の議決権の
3分の2以上の多数により、当該会員を除名する
ことができる。ただし、この場合、会長は総会日
の1週間前までに当該会員に除名の旨を通知し、
総会において、議決の前に弁明の機会を与えなけ
ればならない。
(1) 本会の定款又は規則に違反した場合
(2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為
をした場合
2 前項により除名が決議されたときは、その会員
に対し、通知するものとする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会をもって法人法上の社員総会とし、正会員
をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 会費及び入会金の額
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又は

この定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 総正会員の 10 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第 14 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子媒体、書面等により、少なくとも 15 日前までに会員に通知しなければならない。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号の場合には請求のあった日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 前条第 3 項第 2 号の開催請求から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合、当該開催請求をした正会員は裁判所の許可を得て総会を招集できる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 16 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければ

ならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が定款第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(正会員の議案請求権)

第 19 条 総正会員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総会の日の 6 週間前までにしなければならない。

(正会員の議案提出権)

第 20 条 正会員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。

(議案の通知請求)

第 21 条 正会員は、理事に対し、総会の日の 6 週間前までに、総会の目的である事項につき当該正会員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（法人法第 39 条第 2 項又は第 3 項の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該請求は総正会員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員に限り、請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の 10 の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、適用しない。

(書面表決等)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項を書面でもって表決し、又は他の正会員に表決を委任することができる。

2 総会に出席できない正会員は、ほかに定める方法に従って電磁的に議決権を行使することができる。

3 第 1 項、第 2 項の規定により、行使した表決の数は出席した正会員として算入する。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 5 本会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者も含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 6 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任はすべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、副会長の権限は、理事会が別に定める「職務権限規程」による。

- 5 会長、副会長は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為、定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって

行わなければならない。

- 2 理事又は監事の解任に際しては、解任と同時に理事又は監事としての権利義務は認めない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める「役員報酬規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
(3) 本会が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第 32 条 本会に任意の機関として、若干名の顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は次の職務を行う

- (1) 会長の相談に応じること
(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議し、会長が委嘱する。
4 顧問の報酬は、無償とする。
5 顧問の任期は、選任した会長の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 34 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務執行の監督
(3) 会長及び副会長の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

- (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 111 条第 1 項の責任の免除

(開 催)

第 35 条 理事会は、3 ヶ月に 1 回以上開催する。

- 2 理事会は次のいずれかに該当する場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
(2) 理事から会議の目的を示して開催の請求があったとき
(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

- (4) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第 36 条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号、第 4 号の場合は当該理事又は監事が招集する。

- 2 会長は前条第 2 項第 2 号または第 4 号による請求があった日から 5 日以内にこの請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知を発し、理事会を招集しなければならない。
3 理事会の招集は、開会の日の 1 週間前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。
4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることができるすべての理事が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第 41 条 本会は、業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会は、その目的に関する検討結果を理事会に報告しなければならない。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める「委員会設置規程」による。

第 7 章 支部

(支部の設置)

第 42 条 本会に会務運営の円滑をはかるため、次の支部を置く。

東信支部
北信支部
中信支部
南信支部

- 2 支部に支部長、その他の支部役員を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 43 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
(2) 寄附金品
(3) 財産から生じる収入
(4) 事業に伴う収入
(5) その他の収入

- 2 本会の資産は、会長が管理し、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第 44 条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める「財産管理規程」によるものとする。

(権利行使の制限)

第 45 条 本会は保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の場合を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
(2) 無償新株式
(3) 株主配当増資への応募
(4) 株主宛配布書類の受領

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 4 本会は、定時総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(一時借入金)

第 49 条 本会は、その予算内の支出をなすため必要があるときは、一時借入金を行うことができる。ただし、この借入金は、その事業年度内の収入をもって償還するものに限る。

(会計原則等)

第 50 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会において定める「会計事務取扱規程」によるものとする。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 52 条 本会は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 本会が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 本会は法人法第 148 条の事由によるほか、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決により解散する。

(残余財産の処分)

第 54 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 55 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 公告

(公告の方法)

第 56 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 57 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 58 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿および会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事および職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等および登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) その他、この定款に定める書類

第 12 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は中沢利隆とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

総会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の総会運営を民主的に能率よく運営することを目的とする。

第2章 総会運営委員会

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設置する。

(委員会の構成)

第3条 総会運営委員会は、各支部1名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

2 役員及びその立候補者は、総会運営委員にはなれない。

(委員会の職務)

第4条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり、承認を得たうえで次の職務を行う。

- (1) 議事日程及び進行について
- (2) 総会出席会員の資格審査
- (3) 議長団の選出手続
- (4) 議場混乱のときの収拾
- (3) その他、総会運営について必要な事項

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

第3章 総会の運営

(統制)

第6条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を得る。

(審議)

第7条 議案は、原則として1件ずつ審議される。

(公開性)

第8条 議事は、公開される。ただし、議長は議長の指示に従わず、議事の運営、進行に支障があると認めた傍聴者を退場させることができる。

(総会の通知)

第9条 会長または法令上、招集権限を持つものは、定款第16条に基づき、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子媒体、書面などにより、少なくとも15日前までに正会員に通知しなければならない。

第4章 議長及び職員

(議長・職員)

第10条 総会は、議事運営のため議長2名と書記2名、採決係若干名、会場整理係若干名の総会職員を置く。

2 議長は、総会に出席した正会員から選出される。

3 総会職員は、議長が指名し、総会の承認を得る。

(職務)

第11条 議長は、議事を統括し、及び議場の秩序を保持し議場の整理を行うために、自ら不偏不党かつ公正な立場を深く理解し、これを行うものとする。

2 議長は、総会で承認された議事日程を遵守するものとする。

3 総会運営委員長は、第1条に定める目的を遂行するために議長に対して必要に応じ、助言及び指導を行うことができるものとする。

(業務)

第12条 書記は、議長と総会運営委員会の指示によって、総会事務を処理する。

2 採決係は、採決の結果を集計する。

3 会場整理係は、場内外の整理にあたる。

第5章 議 事

(議事内容)

第13条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係したものでなければならない。

2 動議の提案がなされたときは、議長は、会議にはかり、その採否を決めなければならない。

(拒否と異議)

第14条 議長は、前条の定めになっていない発言ないし動議を、拒否することができる。

2 この議長の措置に対し不満の者は、総会運営委員会を経て、異議を申立てることができる。ただし、この申立ては、出席している会員の10%以上の支持者を必要とする。

3 前項の異議申し立てが総会運営委員会において受理された場合、議長は第13条第2項に従って処理しなければならない。

第6章 採 決

(採決の宣言)

第15条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

2 採決宣言後は、その採決の完了まで、緊急事態の

発生を除いては、正会員の発言を一切認めない。

(採決の方法)

第 16 条 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の 4 種とし議長は、その運用しようとする方法を会議にはかって採決する。ただし、その採決の方法は挙手による。

(採決の順序)

第 17 条 採決の順序は、原則として原議案に対する賛成、否決、保留の順序で行う。

- 2 採決の結果が議決権の過半数を得た場合、以降の採決を省略することができる。

(更生)

第 18 条 会員は、すでに行われた表決の更生を求めることはできない。

第 7 章 雑 則

(規程の改廃)

第 19 条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第 20 条 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

組織規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第 2 条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める。

第 2 章 構 成

(総会及び理事会)

第 2 条 総会は本会の最高議決機関であり、その運営は定款の定めるところによる。

- 2 理事会は、総会の決議に従い、会務全般の実務に関して決議する。その運営は定款の定めるところによる。

(運営会議)

第 3 条 運営会議は、本会の業務執行の方向性を提示し、各委員会間の連携を図り、本会の円滑な事業遂行を目的として設置する。

- 2 運営会議は会長が招集する。

3 運営会議の構成は、その開催目的に応じて会長が定める。ただし、議長は会長が務める。

(支 部)

第 4 条 定款第 47 条に定める支部は、本会の運営及び事業

執行を分掌する。

- 2 支部の運営は、支部規程及び各支部規約に従う。

(委員会)

第 5 条 本会は、会務運営上必要あるときは委員会をおく事ができる。

- 2 委員会は、その目的を冠して「〇〇委員会」という。

- 3 委員会の設置、改廃は、理事会の承認を必要とする。

- 4 会長は委員会を統括するために常務理事を任命する。

- 5 委員会の設置・運営は委員会設置規程及び各委員会規約に従う。

(事務局)

第 6 条 定款第 57 条に定める事務局は、本会の運営及び事業執行にともなう諸事務を行う。

- 2 会長は事務局を統括するために総務理事を任命する。

第 3 章 事 務 局

(機 能)

第 7 条 事務局は、本会の事務所に設置する。

- 2 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管に関することは、事務局においてこれを行う。

(事務局長)

第 8 条 定款第 56 条に定める事務局長は、会長が任免する。

- 2 事務局長は、諸会議において議長の指名及び許可を得て意見を述べる事ができる。

第 4 章 雑 則

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、総会の議決によって行う。

(委 任)

第 10 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

入退会等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という）の会員の入退会に関する手続きについて必要事項を定めることを目的とする。

第2章 細則

(会員)

第2条 本会に入会しようとする者は、本会の目的に賛同した診療放射線技師及び本会を援助する個人又は法人とする。

2 本会に入会しようとする診療放射線技師は、勤務する場所又は居住地が長野県内に有する者とする。ただし、特別事情のある者で、会長が認めた場合はこの限りではない。

(入会)

第3条 本会に新入会及び再入会を希望する者は、所定の入会申込書に当該年度の会費等を添えて会長に提出するものとする。但し、定款第8条第3号による者は、過去の未納会費を納入しなければならない。

(入会の可否)

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会の承認を決定する。

2 入会を否認したときは、その理由を付して支部及び本人に通知しなければならない。

(会員籍の登録)

第5条 会長は、入会を承認したときは会員原簿に登録するとともに、すみやかに支部及び本人に登録年月日および会員番号を通知しなければならない。

(会員資格)

第6条 会員としての資格は、理事会の承認した日に始まり資格喪失及び除名した日に終わる。

(変更の届出)

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときはすみやかに事務局へ届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、文書によって会長に申し出なければならない。

2 会長は、退会届を受けて当該会員を会員原簿から抹消するとともに、支部にその内容を通知しなければならない。会員がその資格を喪失した場合も同様とする。

3 会員原簿から抹消するにあたり、未納会費がある場合は全額を納入することを要する。

(除名)

第9条 会長は、定款第10条の規定により除名となった会員を会員原簿から抹消する。

2 除名になった会員に未納会費がある場合は、全額を納入することを要する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

会費等納入規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という）の会費等納入の手続きについて定める。

(会費等の額)

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員	12,000 円（年額）
賛助会員（個人）	10,000 円（年額）
賛助会員（法人）	20,000 円（年額）

2 入会金は、当面の間これを徴収しない。

第2章 細則

(会費納入期限)

第3条 会費は当該年度当初に納入するものとし、会費納入期限を当該年度の9月30日とする。

2 新入会員、再入会員及び転入会員は、前条の会費を入会時に納入しなければならない。但し、本会に転入した会員で前籍の都道府県放射線技師会において当該年度会費を納入した者は、その年度に限り会費を免除することができる。

3 納入期限までに会費納入が履行されなかった場合、会費請求を再送付するものとする。ただし、その事務手数料は当該会員の負担とする。

(会費の納入方法)

第4条 会費の納入は、理事会で定めた方法に従う。

(名誉会員の会費)

第5条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会費免除)

第6条 会員で、病氣療養期間が1年以上にわたる者は、本人の申し出により理事会の議決を経て2年を限度として本会会費を免除することができる。

2 本会において30年以上在籍し、かつ、65歳以上

の者は、その旨を申請することにより翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

- 3 育児休暇・介護休暇・海外勤務等やむを得ない事情により1年以上連続して休暇を取る場合には、本人の申請により理事会の議決を経て、翌年度の会費免除の取り扱いを受けることができる。

- 4 本条に定める免除者の対象は、過去の会費納入が適正に納められている場合に限る。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. 第6条第2項の適用にあたっては、社団法人長野県放射線技師会に在籍した期間を本会に在籍した期間と見なすものとする。
2. 本会に転入した会員で前籍の都道府県放射線技師会の在籍期間を合算することによって第6条第2項相当の要件を満たす場合は、理事会の決議によって適用することができる。

役員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員選出の手続きについて定める。

第2章 選挙管理委員会

(担当する委員会)

第2条 役員選出の事務処理は、選挙管理委員会が担当する。

(委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、各支部1名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

- 2 役員及びその立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

(委員会の職務)

第4条 選挙管理委員会は、役員選出において次の職務を行う。

(1) 役員立候補の告示

(2) 役員の立候補届の受理、資格審査、候補者の

告示

(3) 理事就任の同意

(4) その他選挙管理に必要な事項

- 2 選挙管理委員会は、一般社団法人日本診療放射線技師会の代議員選出選挙の選挙事務を行う。

(委員の任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年間とする。

- 2 委員の選任及び解任は定時総会終了をもって行う。

第3章 役員の選出

(役員の選出時期)

第6条 役員の選出は、2年毎の定時総会において実施される。

(役員の区分)

第7条 選出される役員は、次に区分される。

(1) 理事

(2) 支部理事

(3) 監事

- 2 総会で選出された理事・支部理事のうち、1名を会長候補理事、2名を副会長候補理事として選出することができる。

- 3 会長、副会長は理事会において選出されるが、その際、総会で決議された会長候補理事、副会長候補理事の決議を尊重するものとする。

(立候補の届出)

第8条 役員に立候補しようとする者又は推薦しようとする者は、支部の承認若しくは推薦を得て選挙管理委員会に届け出る。ただし推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

- 2 立候補者又は推薦の届出締切は、役員選出が実施される年の4月1日までとする。

(決議の方法)

第9条 理事および監事は、立候補届のあった者について総会の有効議決数のうち、高議決数を得た順から選出される。

- 2 支部理事は、総会の有効議決数の過半数の議決を要する。
- 3 理事議決を得たものの中から、会長候補理事および副会長候補理事を選出する事ができる。

(一括選出)

第10条 役員選出において、締切日を経過しても候補者が役員定数を超えないときは総会において候補者を一括して議決することができる。

(会長・副会長等の選出)

第11条 総会において選出された理事は、総会終了後直ちに理事会を開催し、会長・副会長および常務理事、総務理事を選出するものとする。

第4章 改廃

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員報酬等並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給並びに役員の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

- 第2条 役員の報酬は、原則無償とする。
- 2 役員が事業執行のために支出した経費は、「会計事務取扱規程」によって処理される。
 - 3 役員の旅費は、「旅費規程」によって処理される。

第2章 役員の報酬等

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、原則無償とする。ただし、特別の事情がある場合は、総会の議決を経て、それぞれの役員に報酬を支給する事ができる。

(報酬額の制限)

第4条 役員の報酬の総額は1会計年度につき予算総額の10%を超えてはならない。

(報酬額の算定)

- 第5条 会員が役員に就任した場合の報酬は、別表1の時間給に業務に従事した時間を乗じた額とする。
- 2 会員外の役員の報酬額は、年俸制とし、その額は理事会の承認を必要とする。

(業務時間)

- 第6条 業務に従事した時間は、当該理事の申請により、会長の承認を経て決定する。
- 2 業務時間の申請は、当該月の翌月2日までとし、それ以降の申請は認めない。

- 3 業務した場所までの移動時間は、業務時間に含まない。

(報酬の支給)

- 第7条 会員役員の報酬は、当該月の翌月20日までに支給する。
- 2 会員外の役員の報酬は、9月と3月に第5条第2項で規定した額の2分の1を支給する。

第3章 雑則

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

対象	時間給
会員役員	長野県が定める最低保証賃金に100円を加えた額

委員会設置規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第41条の定めにより委員会の設置・運営に必要な事項を定める。

第2章 委員会の運営

(区分)

- 第2条 委員会は、独立委員会と常設委員会及び特別委員会に区分される。
- 2 独立委員会には次の委員会を区分する。
 - (1) 選挙管理委員会
 - (2) 総会運営委員会
 - 3 独立委員会の委員選出には、理事会は関与しない。

- 4 常設委員会は、総会で決議された事業を執行するために理事会において設置される。
- 5 特別委員会は、会長が必要と認めた場合に設置することができる。
- 6 前項の規定に関わらず、理事5名以上の発議をもって特別委員会を設置することができる。

(任務)

第3条 委員会は、会務運営を円滑に行うため調査、審議または立案してこれを実行する。

(構成)

第4条 委員会は、委員長および副委員長1名、並びに委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、特別事項の調査審議および立案にあたり、必要と認めるときは、委員会に参事をおくことができる。
- 3 委員長、参事の任免は会長がこれを行う。ただし、第2条第6項の規定によって設置された委員会においては発議した理事によってこれを行う。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催日時および場所は、委員長がこれを定める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長がこれを決定する。

- 2 参事は議決に加わることはできない。

(報告)

第7条 委員会は、年度末に付議された事項及び事業報告と次年度事業計画を作成し、これを会長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 その他必要事項は、委員会毎に別に定める。

第3章 雑 則

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

学術・教育委員会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 この規約は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）組織規程第5条に基づき、委員会設置規程第2条の常設委員会として学術・教育委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は定款第3条を達成するために、診療放射線技術の向上・発展を目的とする。

第2章 細則

(構成)

第3条 委員会は以下の通り構成される。

- (1) 委員長 1名（学術教育担当理事）
 - (2) 副委員長 1名（学術教育担当理事）
 - (3) 委員 2名（学術教育担当理事）
- 8名（各支部2名選出）

- 2 会長は理事会の承認を得て委員を委嘱する。欠員が生じた場合も同様とする。

- 3 必要に応じて参事を置く。

(運営)

第4条 委員会の運営は本会組織規程に従い、その他必要な事項は常務理事と協議により決する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員補充により委員に任命された者の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第6条 委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 講習会、研修会の企画および県学術大会への支援
- 3 公益社団法人日本診療放射線技師会及び関東甲信越診療放射線技師会の学術大会研修会、講習会等の開催及び協力支援
- 4 県学術大会における研究発表者の優秀演題賞を決定する。
- 5 助成事業における調査・調整及び提言を行う。
- 6 その他、学術及び教育に関すること。

(事業計画)

第7条 学術委員会は、学術ならびに教育研修事業の年度計画立案を行い、理事会に報告し承認を得る。

(規約の変更)

第8条 この規約の改廃は理事会の議決によって行う。

附則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

倫理委員会規約

第1章 総則

(設置)

- 第1条 この規約は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）組織規程第5条に基づき、委員会設置規程第2条の特別委員会として倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

- 第2条 委員会は定款第10条の適用にあたり、その妥当性を審議することを目的とする。

第2章 細則

(構成)

- 第3条 委員会は以下の通り構成される。
 - (1) 委員長 1名（会長）
 - (2) 副委員長 2名（副会長）
 - (3) 委員 1名（常務理事）
若干名（名誉会員）
- 2 前項に関わらず、当該会員は委員になることができない。

(運営)

- 第4条 委員会を設置した時は、設置期間を明示して設置される。
- 2 委員会の運営は本会組織規程に従い、その他必要な事項は委員会で協議して決する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は委員会の設置期間とする。

(業務)

- 第6条 委員会は第2条の目的を達成するために可能な限りの情報を収集し、当該会員の処遇について審議する。ただし、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該会員に非があると認められる場合は、以下の処遇を理事会に報告するものとする。
 - (1) 定款第7条第3項に準じる一時的な会員権利の停止

(2) 退会勧告

(3) 除名勧告

(処分の決定)

- 第7条 理事会は委員会の報告に基づき、当該会員の処分を決定し、定款やその他の規程に則り事案の処理を行うものとする。

- 2 理事会は前項の決定を決議された日から一週間以内に当該会員に通知するものとする。

(規約の変更)

- 第8条 この規約の改廃は理事会の議決によって行う。

附則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

支部規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という）における支部の運営に関して定め、研修会、懇談会等を通じ支部会員相互の連携をはかるとともに、本会の事業が活発に展開することを目的とする。

第2章 組織

(支部組織)

- 第2条 支部には支部長と若干名の支部役員を置き、その運営に当たる。

- 2 支部長は、支部理事として理事会に出席するものとする。

- 3 支部長は、支部役員と共に支部役員会を組織し、支部で展開する事業について企画・運営を担当する。

(支部理事)

- 第3条 支部理事の選出方法は、支部内の協議または選挙により自主的に行うものとする。

- 2 支部理事の選出は、少なくとも通常総会の10日前までには終了するものとし会長に届け出るものとする。

- 3 支部理事が任期中に転勤、退職等により所属の支部を離れたときは、支部内協議のうえ留任又は退任を決めるものとする。

(支部役員)

- 第4条 支部役員は、支部長の指名または会員の推薦によ

り選出し、会長が委任する。

- 2 支部長および支部役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会員の所属)

第5条 会員の所属する支部は、原則としてその勤務先所在地の支部とする。

(支部総会)

第6条 支部長は、所属する支部会員で構成する支部総会を毎年1回開催する。

- 2 支部総会では次年度の事業計画を作成する。
- 3 支部役員の改選期には次期支部役員の選出を行う。

第3章 運営

(事業計画)

第7条 支部長は毎年、事業計画を作成し、理事会に報告するものとする。

- 2 理事会は支部の報告を基に事業計画案を作成し、総会にはからなければならない。

(事業報告)

第8条 支部長は、事業実施後速やかに事業報告を理事会に提出するものとする。

- 2 理事会は支部の報告を基に事業報告書を作成し、総会に報告しなければならない。

(支部予算)

第9条 支部予算額は、9月30日現在の当該支部の会費納入者数を元に算出する。

- 2 経理担当理事は、毎年度当初月には相当額の事業費を各支部に配分する。
- 3 経理担当理事は、毎年度10月には第1項の規定に従い、支部予算を配分する。
- 4 支部長は、毎年度末における支部予算の残余额を経理担当理事に報告し、清算を行う。

第4章 補則

(委任)

第10条 その他必要事項は、支部毎に別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

北信支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会北信支部（以下「本支部」という。）という。

(目的)

第2条 本支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「県技師会」という。）の事業執行を補佐し、定款に定める事業が効率的に実施されることを目的とする。

(事業)

第3条 県技師会が企画立案する事業のほか、定款に定める目的を達成するために本支部独自の事業を展開することができる。

(支部事務局)

第4条 本支部の事務処理を行うために支部事務局を置く。

第2章 支部会員

(支部会員)

第5条 本支部に登録されている県技師会の正会員を支部会員という。

- 2 支部賛助会員は、県技師会賛助会員に準じるものとする。

第3章 支部役員

(支部役員)

第6条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	1名
幹事	2名（総務1名、会計1名）
支部学術委員	若干名
支部編集委員	若干名
会計監査員	1名

- 2 支部長は県技師会の支部理事を兼任する。

(支部役員の任命)

第7条 前条の支部長は、前支部長が任命する。

- 2 前条の支部役員（支部長除く）は、支部長が任命する。
- 3 支部役員候補者は、支部会員であることを要する。ただし、支部長候補者は、県技師会の役員選出規程の規定に従うものとする。

(任期)

第8条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 支部役員が任期途中で他の支部に異動になった場合は、当該支部と県技師会との協議により任期終了時まで在任することができる。

- 3 支部役員に欠員が生じた時は、支部長は支部役員の同意を得て交代役員を指名することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(支部役員の業務)

第9条 支部役員は以下の業務を行う。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部を統括すると共に事業の執行にあたる。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事総務および会計は、事業の執行と業務の処理を行う。
- (4) 支部学術委員は、支部学術大会、研究会等の企画、実施をする。
- (5) 支部編集委員は支部機関紙「北斗」を編集、発行する。
- (6) 会計監査員は、支部会計財務を監査する。

第4章 支部会議

(会議の種類)

第10条 会議は、支部総会及び支部役員会の2種とする。

- 2 会議は支部長が召集するものとする。
- 3 総会は通常支部総会と臨時支部総会に分け、通常支部総会は毎年1回開催し、臨時支部総会及び役員会は随時必要なときに開催する。
- 4 臨時支部総会は、規約改正のほか、会員承認を要する事項を審議する。
- 5 支部長は、支部会員の10分の1以上の要求があった場合、又は、支部役員会が必要と認めた時は、臨時支部総会を召集しなければならない。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は以下のとおりとする。

- (1) 支部総会は支部会員をもって構成する。
- (2) 支部役員会は支部役員をもって構成する。

(会議の議長)

第12条 通常支部総会及び支部役員会の議長は、総務又は支部長がそれにあたる。ただし、臨時支部総会の議長は出席した会員の中より選出され、承認された者がそれにあたる。

(臨時支部総会及び支部役員会の成立と議決)

第13条 臨時支部総会及び支部役員会は、その会議を構成する支部会員または支部役員の2分の1以上(委任状を含む)の出席を要し、議決はその有効投票数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決める。

- 2 規約改正の議決は前項の規定に関わらず、有効投票数の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 会計

(経費)

第14条 本支部の経費は支部活動費県事業費、参加費等のその他の収入でまかなう。

(会計年度)

第15条 本支部の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、県に報告する。

第6章 改廃

(改正)

第16条 本規約の改正は、臨時支部総会において決議され、県技師会へ報告する義務を負う。

(廃止)

第17条 本規約の廃止は、県技師会総会の承認を必要とする。

附則

- 1 本規約にない事項は、一般社団法人長野県診療放射線技師会定款ならび諸規程に準ずるものとする。
- 2 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

東信支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会東信支部(以下「本支部」という。)という。

(目的)

第2条 本支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会(以下「県技師会」という。)の事業執行を補佐し、定款に定める事業が効率的に実施されることを目的とする。

(事業)

第3条 県技師会が企画立案する事業のほか、定款に定める目的を達成するために本支部独自の事業を展開することができる。

(支部事務局)

第4条 本支部の事務処理を行うために支部事務局を置く。

第2章 支部会員

(支部会員)

第5条 本支部に登録されている県技師会の正会員を支部会員という。

- 2 県技師会の賛助会員は、支部会員に準じるものとする。

第3章 支部役員

(支部役員)

第6条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	2名
事務局	1名
学術部	2名
厚生部	2名
啓発部	若干名
編集部	若干名
女性部	若干名
会計	1名
会計監査	2名

- 2 支部長は県技師会の支部理事を兼任する。
- 3 その他必要な委員は、支部長が任命する。
- 4 その他に相談役、顧問をおくことができる。

(支部役員の選任)

第7条 前条第1項の支部役員は、支部総会において選出する。ただし、会計及び事務局は支部長が任命する。

- 2 支部役員候補者は、支部会員であることを要する。ただし、支部長候補者は、県技師会の役員選出規程の規定に従うものとする。

(任期)

第8条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 支部役員が任期途中で他の支部に異動になった場合は、当該支部と県技師会との協議により任期終了時まで在任することができる。
- 3 支部役員に欠員が生じた時は、支部長は支部役員の同意を得て交代役員を指名することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(支部役員の業務)

第9条 支部役員は以下の業務を行う。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部を統括すると共に事業の執行にあたる。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 他の役員は事業の企画・立案および実務を担当する。
- (4) 会計監査は、会計財務を監査する。

第4章 支部会議

(会議の種類)

第10条 会議は支部総会及び支部役員会の2種とする。

- 2 会議は支部長が召集するものとする。
- 3 支部総会は通常支部総会と臨時支部総会に分け、通常支部総会は毎年1回開催し、臨時支部総会及び支部役員会は随時必要ときに開催する。
- 4 臨時支部総会は、会員の3分の1以上の要求があつて、支部役員会が必要と認めた時は、支部長は臨時支部総会を召集しなければならない。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は以下のとおりとする。

- (1) 支部総会は支部会員をもって構成する。
- (2) 支部役員会は支部役員をもって構成する。

(会議の議長)

第12条 会議の議長は、支部長がそれにあたる。

(会議の成立と議決)

第13条 会議は、その会議を構成する支部会員または支部役員の2分の1以上（委任状を含む）の出席を要し、議決及び承認はその有効投票数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決める。

- 2 規約改正の議決は前項の規定に関わらず、有効投票数の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 会計

(経費)

第14条 本支部の経費は支部活動費、参加費等のその他の収入でまかなう。

(会計年度)

第15条 本支部の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 改廃

(改正)

第16条 本規約の改正は、支部総会において決議され、県技師会へ報告する義務を負う。

(廃止)

第17条 本規約の廃止は、県技師会総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 本規約にない事項は、一般社団法人長野県診療放射線技師会定款ならび諸規程に準ずるものとする。
- 2 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から

施行する。

南信支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会南信支部（以下「本支部」という。）という。

(目的)

第2条 本支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「県技師会」という。）の事業執行を補佐し、定款に定める事業が効率的に実施されることを目的とする。

(事業)

第3条 県技師会が企画立案する事業のほか、定款に定める目的を達成するために本支部独自の事業を展開することができる。

(支部事務局)

第4条 本支部の事務処理を行うために支部事務局を置く。

第2章 支部会員

(支部会員)

第5条 本支部に登録されている県技師会の正会員を支部会員という。

2 県技師会の賛助会員は、支部会員に準じるものとする。

第3章 支部役員

(支部役員)

第6条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	2名
支部学術委員	2名
啓発普及委員	1名
組織調査委員	1名
指導者養成委員	1名
会計	1名
総務	1名
会計監査	1名

2 支部長は県技師会の支部理事を兼任する。

(支部役員の任命)

第7条 前条の支部長は、前支部長が任命する。

2 前条の支部役員(支部長除く)は、支部長が任命する。

3 支部役員候補者は、支部会員であることを要する。
ただし、支部長候補者は、県技師会の役員選出

規程の規定に従うものとする。

(任期)

第8条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 支部役員が任期途中に他の支部に異動になった場合は、当該支部と県技師会との協議により任期終了時まで在任することができる。

3 支部役員に欠員が生じた時は、支部長は支部役員の同意を得て交代役員を指名することができる。
ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(支部役員の業務)

第9条 支部役員は以下の業務を行う。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部を統括すると共に事業の執行にあたる。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 啓発普及委員、組織調査委員、指導者養成委員及び会計は、事業の執行と業務の処理を行う。
- (4) 支部学術委員は、支部学術大会、学習会の企画、実施をする。
- (5) 総務は支部機関紙を編集、発行する。
- (6) 会計監査は、支部会計財務を監査する。

第4章 支部会議

(会議の種類)

第10条 会議は、支部総会及び支部役員会の2種とする。

2 会議は支部長が召集するものとする。

3 総会は通常支部総会と臨時支部総会に分け、通常支部総会は毎年1回開催し、臨時支部総会及び役員会は随時必要ときに開催する。

4 臨時支部総会は、規約改正のほか、会員承認を要する事項を審議する。

5 支部長は、支部会員の10分の1以上の要求があった場合、又は、支部役員会が必要と認めた時は、臨時支部総会を召集しなければならない。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は以下のとおりとする。

(1) 支部総会は支部会員をもって構成する。

(2) 支部役員会は支部役員をもって構成する。

(会議の議長)

第12条 通常支部総会及び支部役員会の議長は、総務又は支部長がそれにあたる。ただし、臨時支部総会の議長は出席した会員の中より選出され、承認された者がそれにあたる。

(臨時支部総会及び支部役員会の成立と議決)

第 13 条 臨時支部総会及び支部役員会は、その会議を構成する支部会員または支部役員の 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席を要し、議決はその有効投票数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決める。

2 規約改正の議決は前項の規定に関わらず、有効投票数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 5 章 会計

（経 費）

第 14 条 本支部の経費は支部活動費、事業費、参加費等のその他の収入でまかなう。

（会計年度）

第 15 条 本支部の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとし、県に報告する。

第 6 章 改廃

（改 正）

第 16 条 本規約の改正は、臨時支部総会において決議され、県技師会へ報告する義務を負う。

（廃 止）

第 17 条 本規約の廃止は、県技師会総会の承認を必要とする。

附則

- 1 本規約にない事項は、一般社団法人長野県診療放射線技師会定款ならび諸規程に準ずるものとする。
- 2 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

中信支部規約

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会中信支部（以下「本支部」という。）という。

（目的）

第 2 条 本支部は一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「県技師会」という。）の事業執行を補佐し、定款に定める事業が効率的に実施されることを目的とする。

（事業）

第 3 条 県技師会が企画立案する事業のほか、定款に定める目的を達成するために本支部独自の事業を展開することができる。

（支部事務局）

第 4 条 本支部の事務処理を行うために支部事務局を置く。

第 2 章 支部会員

（支部会員）

第 5 条 本支部に登録されている県技師会の正会員を支部会員という。

2 支部賛助会員は、県技師会賛助会員に準じるものとする。

第 3 章 支部役員

（支部役員）

第 6 条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1 名
副支部長	1 名
会計	1 名（総務を兼任する）
支部学術委員	若干名
支部広報委員	若干名
会計監査員	1 名

2 支部長は県技師会の支部理事を兼任する。

（支部役員の任命）

第 7 条 前条の支部長は、前支部長が任命する。

2 前条の支部役員（支部長除く）は、支部長が任命する。

3 支部役員候補者は、支部会員であることを要する。ただし、支部長候補者は、県技師会の役員選出規程の規定に従うものとする。

（任期）

第 8 条 支部役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 支部役員が任期途中で他の支部に異動になった場合は、当該支部と県技師会との協議により任期終了時まで在任することができる。

3 支部役員に欠員が生じた時は、支部長は支部役員の同意を得て交代役員を指名することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

（支部役員の業務）

第 9 条 支部役員は以下の業務を行う。

（1）支部長は支部を代表し、支部を統括すると共に事業の執行にあたる。

（2）副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

（3）会計は、事業の執行と業務の処理を行う。

（4）支部学術担当は、支部学術大会、研究会等の企画、実施をする。

（5）支部広報担当は支部機関紙「中信支部報」を編集、発行する。

(6) 会計監査員は、支部会計財務を監査する。

第4章 支部会議

(会議の種類)

第10条 会議は、支部総会及び支部役員会の2種とする。

2 会議は支部長が召集するものとする。

3 総会は通常支部総会と臨時支部総会に分け、通常支部総会は毎年1回開催し、臨時支部総会及び役員会は随時必要なときに開催する。

4 臨時支部総会は、規約改正のほか、会員承認を要する事項を審議する。

5 支部長は、支部会員の10分の1以上の要求があった場合、又は、支部役員会が必要と認めた時は、臨時支部総会を召集しなければならない。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は以下のとおりとする。

(1) 支部総会は支部会員をもって構成する。

(2) 支部役員会は支部役員をもって構成する。

(会議の議長)

第12条 通常支部総会及び支部役員会の議長は、総務又は支部長がそれにあたる。ただし、臨時支部総会の議長は出席した会員の中より選出され、承認された者がそれにあたる。

(臨時支部総会及び支部役員会の成立と議決)

第13条 臨時支部総会及び支部役員会は、その会議を構成する支部会員または支部役員のうち2分の1以上(委任状を含む)の出席を要し、議決はその有効投票数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決める。

2 規約改正の議決は前項の規定に関わらず、有効投票数の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 会計

(経費)

第14条 本支部の経費は支部活動費、事業費、参加費等のその他の収入でまかなう。

(会計年度)

第15条 本支部の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、県に報告する。

第6章 改廃

(改正)

第16条 本規約の改正は、臨時支部総会において決議され、県技師会へ報告する義務を負う。

(廃止)

第17条 本規約の廃止は、県技師会総会の承認を必要とする。

附則

1 本規約にない事項は、一般社団法人長野県診療放射線技師会定款ならび諸規程に準ずるものとする。

2 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会計事務取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会(以下「本会」という)の財務および会計の取扱に関する基準を定め、その財政状態を明らかにし、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会の会計に関しては、別に定めるものの他この規程に定めるところによる。

第2章 細則

(会計責任者)

第3条 会長は、会計を担当する理事を任命し会計責任者とする。

2 会計責任者は、会計の出納に関し補助者を任命し行わせることができる。

(会計の区分)

第4条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分し執行する。

2 特別会計は、特別の事業を行うために資産を保有し、運用しなければならない。

3 特別会計を開設する場合は、その目的を示し、運用等に関わる規程を設けなければならない。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 正味財産の増減が帰属するのは、その事業取引が発生した日の属する会計年度とする。

(帳簿及び伝票)

第6条 帳簿は、次の各号のごとくに主要簿、補助簿および必要に応じその他の補助諸表を備付なければならない。

(1) 現金出納簿

- (2) 預金出納簿
- (3) 収支予算書の管理に必要な帳簿
- (4) 固定資産台帳
- (5) 基本財産明細台帳
- (6) 会計明細帳
- (7) その他の補助諸表

2 伝票は、入金および振替伝票とする。

(書類の保存期間)

第7条 前条の帳簿、予算書、伝票および計算書類の保存期間は10年とする。

(勘定科目)

第8条 本会の会計は、「新公益法人会計基準」に従い、別に定める勘定科目で処理しなければならない。

(予算の作成)

第9条 会計責任者は、会計年度開始前に事業計画に基づき収支予算案を作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(予算の流用及び予備費使用)

第10条 予算の執行にあたり大科目間の流用は、理事会の承認を求めなければならない。

- 2 予備費の使用が必要であるときは、理事会の承認を得て行わなければならない。
- 3 緊急の場合は、会長の承認により執行できる。ただし、事後に理事会の承認を得なければならない。

(継続事業費)

第11条 本会の事業を複数年度にわたり執行する必要があるときは、その所要総額および単年度割執行額を定め、理事会の承認を得て行わなければならない。

(繰越明許費)

第12条 支出予算のうち、その事業実施上特に必要がある場合であって当該年度において支出が終わらない場合は、予め理事会の承認を得て翌年度に繰延べて使用することができるものとする。

(積立金)

第13条 年度決算において余剰金が生じたときは、その一部について積立金に計上することができる。

(金銭の範囲)

第14条 この規程において、金銭とは、現金および預金をいい、現金は通貨小切手その他随時通貨と引替えることのできる証書をいう。

- 2 前項の預金とは、普通預金、通知預金、定期預金および金銭信託等をいう。

(出納方法、証拠書の授受)

第15条 金銭の収納は、伝票および証拠書に基づいて行うものとし、会長および会計責任者の承認を得るものとする。

- 2 金銭の支払いは、会長および会計責任者の承認を得た伝票および証拠書により行わなければならない。
- 3 預金証書等は、金庫に保管又は金融機関に保管預託しなければならない。

(理事の裁量)

第16条 事業の執行に伴って金銭の出納が生じる場合、その金額が3万円以下に限り、理事の裁量によって決済を行う事ができる。ただし、事後において第15条の規定を準用するものとする。

- 2 3万円を超える決済については、事前に会長および会計責任者の承認を必要とする。

- 3 事前に理事会において収支予算案が承認された事業執行については、前項の規定に関わらず決済を行う事ができる。ただし、事後において第15条の規定を準用するものとする。

(金融機関の指定・名義人)

第17条 預金口座を設ける銀行その他の金融機関は、会長が指定し、理事会に報告するものとする。

- 2 預金の名義人は会長とし、出納に使用する印鑑は、指定の会計印を使用しなければならない。
- 3 前項の印鑑の保管および押印は、会計責任者が行うものとする。ただし、印鑑の保管および押印は、事務局長に委任することができる。

(借入金)

第18条 決められた短期借入金の限度内で借入れをするときは、理事会に諮らなければならない。

- 2 定時総会前において資金の不足を生じる場合は、最小限度の短期借入れをすることができる。ただし事後、理事会の承認を得て、当該事業年度内に返済しなければならない。

(収入、支出事務兼業の禁止)

第19条 金銭の収納、支出の事務は同一の職員が兼ねて取扱うことはできない。

(金銭の残高証合)

第20条 現金残高は、現金出納簿残高と照合しなければならない。

- 2 預金残高は、毎半期ごとに取引銀行の預金残高証明書又は預金通帳及び預金証書により照合するものとし、差額が生じたときは調整表を作成しなければならない。

(決算書の作成)

第21条 会計年度が終了したときは、次の各号の財務諸表を一般会計および特別会計の別に作成しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書

(4) 財産目録

- 2 決算書は、会計年度終了の翌月 15 日までに完結しなければならない。
- 3 会計責任者は、前項の決算書を理事会および総会に報告し、承認を得なければならない。

(監査)

第 22 条 会計責任者は、毎年 10 月および年度決算後の 2 回監事の監査を受けなければならない。

(物品の管理)

第 23 条 物品とは、消耗品、備品、図書であつて 1 件 10 万円未満のものをいう。

- 2 物品のうち消耗品を除く備品等については、備品台帳を設け記入整理しなければならない。
- 3 事務局長は、物品の出納、保管を行うとともにその使用状況について監督を行わなければならない。
- 4 事務局長は、物品のうち必要に応じその一部を補助者に保管管理させることができる。
- 5 事務局長は、毎年 1 回以上保管する物品と台帳を照合しなければならない。
- 6 物品を廃棄しようとするときは、その理由を付して会長、会計責任者の承認を得て行わなければならない。

(固定資産の定義)

第 24 条 固定資産とは、耐用年数が 1 年以上であり、かつ取得価格が 10 万円以上のものをいう。

(固定資産の取得価格)

第 25 条 固定資産の取得価格は、固定資産の区分に従い次の各号によるものとする。

- (1) 製作にかかるものは、その制作費及び附帯費
- (2) 購入にかかるものは、その購入価格及び附帯費
- (3) 贈与にかかるものはその公正な評価額

(固定資産の譲渡及び担保等)

第 26 条 固定資産の譲渡および担保の設定については、総会の承認を得なければならない。

- 2 不動産登記を必要とする固定資産は取得後速やかに登記しなければならない。

(契約)

第 27 条 契約に関する責任者は会長がこれを行う。

- 2 会長にやむを得ない事情があるときは、会計責任者が契約者として職務を代理しなければならない。

(契約方法)

第 28 条 契約は、一般競争入札とし当契約の目的に従い最高あるいは最低の価格による入札者と締結しなければならない。

- 2 契約が次の各号に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず指名競争入札の方法により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質上又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要があるとき
- (2) 一般競争入札に付することで不利益が生じると認められるとき
- (3) 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき

- 3 前項の指名競争入札により契約が締結された場合、その理由と経緯を理事会に報告しなければならない。

(随意契約)

第 29 条 契約が次の各号に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず随意契約の方法により契約をすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急を要する場合で競争に付する暇がないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき
- (4) 前各号に規定するほか事業運営上必要があるとき

- 2 第 1 項の規定により随意契約をしようとするときは、原則として 2 ヶ所以上から見積書を取らなければならない。

- 3 随意契約が締結された場合、その理由と経緯を理事会に報告しなければならない

(契約書)

第 30 条 契約を締結するときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽微な契約については、契約書の作成を省略し、これに代える書類をもって処理することができる。

(委任)

第 31 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

(改廃)

第 32 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める

公益法人の設立の登記の日から施行する。

旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員及び職員等の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の内容)

第2条 旅費の内容は、交通費及び宿泊料（食糧費を除く。）とする。

(旅費の支給)

第3条 会長は、会務のため本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）に出張を命ずることができる。

2 役職員が出張したときは、当該役職員に対し旅費を支給する。

3 旅費の金額は、別表第1に定める額とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって算出した金額を上限とし、別に定める方法により計算する。

2 出発地は、役職員が本会に登録した住所地とする。

3 第2項における登録地は、原則として勤務地とする。

(旅費の請求・精算手続)

第5条 出張命令を受けた者は、別に定める様式により旅費を請求するものとする。

2 旅費の請求および精算は、当該出張の事業年度内に完結しなければならない。

(旅費の分担)

第6条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合には、この規程により計算された金額との差額を支給する。

第2章 出張旅費

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）急行料金、座席指定料金及びグリーン車料金とする。

(1) 運賃は、その乗車に要する料金とする。

(2) 急行料金は、片道50km以上の出張の場合（ただし、特別急行列車が運行する場合は片道100km以上）

(3) 座席指定料金は、片道100km以上の出張の場合

(4) グリーン車料金は、役員等が片道100km以上の出張の場合

2 前項第3号、第4号を支給するには、相当の理由があると会長が判断した場合にのみ支給される。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次の各号に規定する運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金とする。

(1) 運賃は、その乗船に要する料金

(2) 寝台料金は、夜間船舶を利用し出張する場合

(3) 特別船室料金は、役員が夜間船舶を利用して出張する場合

(4) 座席指定料金は、座席指定料金を徴する船舶により出張する場合

2 前項第3号、第4号を支給するには、相当の理由があると会長が判断した場合にのみ支給される。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。

なお、航空機を利用できる地域等については、会長が別に定める。

(車賃)

第10条 出張中に電車、バス、タクシー等の交通機関で、特に必要と認めたときは、その実費を支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、宿泊日数に応じ、所定の料金を支給する。ただし、食糧費については、個人の負担とする。

(研修参加旅費)

第12条 本会が主催または共催する研修会・学術大会等に参加する場合の旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(自家用車による出張)

第13条 自家用車等を利用して出張した場合には、燃料費及び修理費の相当額として、別表第1に従い、旅費を支給する。

(出張中の事故)

第14条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の宿泊料を支給することができる。

2 やむを得ない事故により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払ができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給することができる。

3 前第1項、第2項の支給には、会長の決裁を要する。

第3章 補則

(役職員以外の者の出張)

- 第15条 役職員以外の者が、本会の依頼により出張したときは、その者の学識、経験、社会的地位等を考慮し、役職員に準じて旅費を支給することができる。
- (旅費の調整)
- 第16条 会長は、この規程に定めるところにより旅費を支給した場合に、特別の事情又は当該出張の性質上、不当に出張の実費額を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超える部分又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
- (補則)
- 第17条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (改廃)
- 第19条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和 59 年 6 月 3 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

交通費	宿泊料
公共交通機関を利用した場合は実費。 自家用車を使用した場合は、1 Km あたり 30 円。 ただし、同一市町村内の出張は一律 300 円とする。 なお、10 円未満の端数は切り上げとする。	5,000 円

認定講習会基金規程

- (設置)
- 第 1 条 一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という。）に認定講習会基金（以下「講習会基金」という。）を設置する。
- (目的)
- 第 2 条 講習会基金は、本会における各種認定講習会が円滑に開催できるように運用するものとする。
- (構成)
- 第 3 条 講習会基金は、認定講習会積立資産により構成する。
- (管理運用)
- 第 4 条 講習会基金は、原則元本が回収できる見込みが高

く、かつ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(運用益の使途)

第 5 条 運用益は、一般会計に充当する。

(処分)

第 6 条 講習会基金は原則として取り崩せない。

2 前項の規定にかかわらず、総会において出席者の過半数の同意による議決により取り崩すことができる。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の廃止)

第 8 条 この規程の廃止は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 3 月 28 日より施行する。

事業運用基金規程

(設置)

第 1 条 一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という。）に事業運用基金（以下「事業基金」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 事業基金は、本会における事業活動が円滑に遂行できるように運用するものとする。

(構成)

第 3 条 事業基金は、運用基金積立資産により構成する。

(管理運用)

第 4 条 事業基金は、原則元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(運用益の使途)

第 5 条 運用益は、一般会計に充当する。

(基金からの借入れ)

第 6 条 会費納入の遅延等により活動資金が枯渇し、事業運営に支障を来す恐れのある場合は、理事会の決定により事業基金から活動資金として借り入れることができる。ただし、借り入れ期間は当該事業年度内とする。

(処分)

第 7 条 事業基金は原則として取り崩せない。

2 前項の規定にかかわらず、総会において出席者の過半数の同意による議決により取り崩すことができる。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の廃止)

第9条 この規程の廃止は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

附則

この規程は、平成22年3月28日より施行する。

事務所運営基金規程

(設置)

第1条 一般社団法人長野県診療放射線技師会(以下、「本会」という)に事務所運営基金(以下「事務所基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 事務所基金は、本会における事務所運営に係る代償のために運用するものとする。

(構成)

第3条 事務所基金は、事務所設置積立資金と理事会において基金に繰り入れることを決議した財産により構成する。

2 事務所基金に繰り入れる金額は、会員数に3,000円を乗じた額の範囲とし、毎事業年度末の理事会により決定する。

(管理運用)

第4条 事務所基金は、原則元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(運用益の使途)

第5条 運用益は、一般会計に充当する。

(処分)

第6条 事務所基金は、事務所運営に係る代償としてのみ、取り崩す事ができる。ただし、その限度額は1事業年度につき200万円とし、理事会の議決を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会において出席者の過半数の同意による議決により取り崩すことができる。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の廃止)

第8条 この規程の廃止は、会員の3分の2以上の賛成によるものとする。

附則

この規程は、平成22年3月28日より施行する。

表彰規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会(以下、「本会」という)における表彰に関する事項を定め、会員の診療放射線に対する意識を高め、もって医療の向上に資することを目的とする。

第2章 本会が実施する表彰

(表彰の種類)

第2条 本会が実施する表彰は、以下の表彰とする。

- (1) 功労表彰
- (2) 永年勤続表彰
- (3) 感謝状
- (4) その他の表彰

(表彰の要件)

第3条 本会会員の表彰には、以下の要件を要する。但し、会費完納者に限る。

2 功労表彰は、以下の要件を要する。

- (1) 本会の発展のために功績が抜群であった者又は顕著な貢献をなした者
- (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者
- (3) 特に他の模範となる善行があった者

3 永年勤続表彰、以下の要件を要する。

- (1) 15年表彰は、本会会員として15年在籍した者
- (2) 25年表彰は、前号の表彰を受けた者で25年本会会員として在籍した者

4 感謝状は、本会会員又は会員以外で、本会発展向上に顕著な貢献があった個人又は団体に対し、贈呈することができる。

5 会長が特に必要と認めた場合、当該の会員または個人および団体を表彰することができる。

6 他の都道府県放射線技師会より編入した者で、当該会員より申請があった場合は、編入前の在籍期間を加算することができる。

(候補者の選出)

第4条 前条において第2項に該当する者は、原則として支部長が推薦し、会長に申請するものとする。

2 前条第3項に該当する者は、事務局が管理する会員名簿に従い、実施するものとする。

3 前条第4項、第5項の運用は、理事会において審

議され、会長が実施する。

(死亡時の表彰)

第5条 第2条のいずれかの号に該当し、その年度において表彰の資格の生じた者であって、表彰以前に死亡した時は遺族に授与することができる。

(表彰の審査)

第6条 表彰の審査は理事会において行うものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は通常総会において行うものとする。但し、特に必要のある場合は、このかぎりではない。

(表彰の形態)

第8条 表彰には、表彰状又は賞状および功労賞を授与するものとする。

2 前項の表彰には、副賞を添えることができる。

第3章 叙勲及び関係団体表彰候補者の推薦
(候補者の推薦)

第9条 診療放射線業務に精励し又は業務に関する研究開発をし、特に公益事業の発展に貢献した者は、叙勲及び関係団体表彰の候補者として推薦するものとする。

(推薦の要件)

第10条 病院、診療所その他の施設において診療放射線業務に精励し、人格的にも高潔な者であって標記表彰の選考基準に該当し、かつ次の各号に該当する者。

- (1) 本会会員として30年以上在籍していること
- (2) 会費完納者であること

2 在籍期間は、第3条第6項の規定を準用する。

(選考委員会)

第11条 各支部長の推薦する者の内から選考委員会で候補者を決定する。

2 前項の選考委員会は、次の者によって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事

3 選考委員会の決定事項は理事会へ報告するものとする。

第4章 補則

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. 第3条第3項および第6項の規定は社団法人長野県放

射線技師会の表彰規程および叙勲及び関係団体表彰候補者推薦に関する規程を引き継ぐものとする。

慶弔規程

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という）における会員相互の親睦及び友愛をはかることを目的とする。

第2条 この規程の運用については、公正に取りはからなければならない。

第3条 この規程は、会員の通報に基づき運用されるもので、会員相互において情報を知り得たときは速やかに事務局まで連絡を行うものとする。

第4条 会員の慶弔については、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 結婚 | 祝電 |
| (2) 本人の死亡 | 10,000 円と花輪 1 基 |
| (3) 配偶者死亡 | 弔電と花輪 1 基 |
| (4) 父、母、子の死亡 | 弔電 |

第5条 会員に次の事故があった時は見舞金を贈る。

- (1) 天災地変その他これに類する災害にあったとき、状況に応じて 10,000 円以内
- (2) 会員が負傷又は疾病により 1 月以上業務に従事出来なかったとき、状況に応じて 5,000 円以内

第6条 この規程は、会費を完納した者に適用する。

第7条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附則

この規程は、昭和 59 年 6 月 3 日より施行する。

放射線学会議運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という）における放射線学会議の運営に関して定め、定款に定められている診療放射線学及び診療放射線技術の向上を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 名称は長野県診療放射線学会議とする。

(開催)

第3条 主催者は本会とし、各支部で毎年度 1 回以上開催する。

(事業内容)

第4条 放射線学会議は、会員のニーズに応え講演、実技講習、研究発表や一般教養を身につける学習の場とする。

- 2 放射線学会議は、事業年度ごとに事業計画によりテーマを決定し、各支部はそれに則した事業内容を検討する。

(運営費)

第5条 運営費は、支部活動費、受益者負担金その他補助金とする。

- 2 本会は、支部活動費とは別に放射線学会議運営費として開催支部に10,000円を支出する。

(開催承認)

第6条 開催にあたっては、日程・プログラムを学術・教育担当理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 開催後は、内容・参加者名簿を報告する。

(重複の禁止)

第7条 開催日にあたっては各支部重なってはならない。

(改廃)

第8条 この会則の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

助成金等運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下、「本会」という）における助成金等の運用に関して定め、本会の事業が活発に展開することを目的とする。

(対象)

第2条 本会が行う助成金等の執行は、本会の目標を達成するために活動する個人の診療放射線技師または診療放射線技師を主体とする団体に限られる。

(区分)

第3条 助成金は以下の通り区分する。助成額は別表1に基づいて支出する。

- (1) 研究助成金

診療放射線技術の研究と発展または診療放射線の安全確保等を目的に、年間を通じて継続的に活動する団体を対象とする

- (2) 学術助成金

県内の職域団体等が開催する学術集会や県レベルよりも広範囲に亘る関連団体が開催する学術集会の運営にかかわるもの

- (3) 学術奨励金

学術集会等において研究発表や座長を担当した個人

人および県より広域に亘る学術集会に参加し、その成果を本会の活動に還元できる個人

第2章 助成の決定

(募集の広報)

第4条 助成金等の交付対象は、本会のホームページに掲示して申請者を募集するほか、適切な広報を行い募集する。

(申請)

第5条 助成金等を受けようとするものは、別表2に従って申請する事を要する。

(採否の決定)

第6条 本会は、学術委員会における審査に基づき、助成金等の交付を受ける者（以下「受給者」という。）を決定し、理事会に報告する。交付金額は別表1に基づき決定される。

- 2 本会は前項の決定後、遅滞なく受給者に採否の結果を通知する。

- 3 本会は、受給者、事業の要旨について社団のホームページに掲載するほか、適切な広報を行うことができる。

- 4 事業年度の予算額を超えて助成金等の支出を行う事はできない。ただし、理事会の了解を得た場合はこの限りではない。

第3章 受給者の責務

(基本的責務)

第7条 受給者は、事業の成果達成に努力を払わなければならない。

- 2 受給者は、助成金を公正かつ適正に経理しなければならない。

- 3 受給者は、円滑な事業の実施に支障が生じないように本会が指示する届出・報告の提出及び期限を守らなければならない。

(住所の変更等の届出)

第8条 受給者は、住所、連絡先、所属部署・所属機関に変更があった場合には、遅滞なく、本会に届出をしなければならない。

(計画の重要な変更又は中止等の承認)

第9条 受給者は、事業の計画の重要な変更をしようとする場合、又は事業を中止しようとする場合には、あらかじめ、その理由、今後予定している措置等を書面をもって本会に報告し、承認を得なければならない。

- 2 その他、病気、海外出張その他の理由で事業を遂行できなくなる場合には、その理由、今後予定している措置等を書面をもって本会に報告し、承認を得なければならない。

(事業の結果報告の期限)

第10条 受給者は、事業の結果報告を書面をもって理事会に提出しなければならない。

(本会による結果の公表)

第11条 本会は受給者から提出された事業の結果について、本会のホームページに掲載するほか、その他の適切な方法をもって公表することができる。

- 2 受給者は、事業の結果について、本会のホームページへの掲載、本会刊行物への掲載、本会が主催する発表会等での発表に関して、公表用資料作成及び発表に関する本会の協力要請に、やむを得ない事情がない限り、応じなければならない。

(受給者による結果の公表)

第12条 受給者が、事業の結果について公表する場合は、本会から助成金の交付を受けて為したものであることを明らかにしなければならない。

- 2 受給者は、事業の結果を刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物あるいは雑誌等の写しを本会に届出しなければならない。

第4章 助成の取り消し

(取消し又は返還要求)

第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、理事会において理事現在数の過半数の議決を得て、助成金の交付決定の取消し、又は返還(交付金の減額を含む)を求めることができる。この場合、理事会で議決する前に、当該受給者に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 応募書類に虚偽の記載をして提出した場合であって、取消し又は返還要求を行うことが相当と認める場合
- (2) 第8条に規定する計画の重大な変更又は中止の場合であって、取消し又は返還要求を行うことが相当と認める場合
- (3) その他本規程に違反する行為のあった場合であって、取消し又は返還要求を行うことが相当と認める場合

第5章 雑則

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

(委 任)

第15条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 学術奨励金の選考基準は以下の通りとする。
 - ① 施設による出張旅費等の支給がない者を優先する。
 - ② 事業年度において同一施設への支給を避ける。
 - ③ 過去5年間に受給実績がない者を優先する。

別表1

助成金の対象とその金額

区分	助成対象	助成金限度額
研究助成金	全県を対象とし、理事会が認定する各種研究会や学術集会	6万円/年
	対象が限定的であるが、理事会が認定する各種研究会や学術集会	3万円/年
	その他理事会が必要と認めた団体	理事会の決議による
学術助成金	職域団体が開催する学術大会等	1団体につき1万円/年
	複数県に亘る放射線関連団体が開催する学術大会や講習会等	1団体につき5万円/回
	全国規模の放射線関連団体が開催する学術大会や講習会等	1団体につき10万円/回
	その他理事会が必要と認めた団体	理事会の決議による
学術奨励金	県学術大会優秀演題賞	5千円/題(2題を限度とする)
	南関東地域学術大会演題発表者及び座長	一人につき1万円
	南関東地域学術大会参加者	一人につき5千円(4名を限度とする)
	全国診療放射線技師学術大会演題発表者及び座長	年間予算20万円のうち、開催地までの旅費を考慮して人数・金額を決定する
	全国診療放射線技師学術大会参加者	
	その他理事会が必要と認めた個人	理事会の決議による

別表2

区分	申請 期限	提出書類	報告事項	備考
研究 助成 金	当該 事業 年度 の前 年度 2月 末日	申請書 団体の規 約 (初回申 請時のみ) 当該年度 の事業計 画	事業報告書 講演の要旨 などを本会 発行物に掲 載すること で事業報告 書に替える ことができ る	必要に応じ て、本会が 実施する事 業に協力を 要する
学術 助成 金	開催 日の 2ヶ 月前	申請書 団体の規 約 (初回申 請時のみ) 事業計画	実施報告書	
学術 奨励 金	開催 日の 2週 間前	申請書	参加証の写 し 参加報告書	報告事項を 受理しての 支給を原則 とする

超音波骨密度測定装置運用規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が所有する超音波骨密度測定装置およびその付属品（以下「本装置」という。）の運用に関し必要な事項を定めることにより、健康に帰する啓発活動に資することを目的とする

第2章 管 理

(管理者)

- 第2条 本会理事会は、本装置の適切な運用、管理をするため管理者を選任する。
- 2 管理者は本会支部理事が担当し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 運 用

(利用)

- 第3条 本装置の利用は、長野県内で開催される健康祭、

病院祭等の公益を目的に使用する場合に限る。

- 2 本装置の利用を希望するものには貸出することができる。

(利用申込)

- 第4条 本装置の利用を希望するものは、管理者が別に定める方法に従い、予め利用の申し込みを行わなければならない。

- 2 前項の申し込みは、長野県内に勤務または居住する診療放射線技師に限る。
- 3 前項以外のものが申し込みを行う場合は、その利用に対して本会理事会の承認を必要とする。

(利用の決定)

- 第5条 管理者は前条の申し込みに対して別の定めに従い、本装置の利用を許可又は不許可の決定をし、その旨を当該申込者に連絡する。

- 2 前項の利用許可決を受けた申込者は、利用決定後ただちに本装置の利用責任者（以下「利用者」という。）を選任し、管理者に届けるものとする。

(利用料等)

- 第6条 本装置の利用料金は無料とする。
- 2 本装置の輸送費用は利用者の負担とする。
- 3 本会が展開する啓発事業において本装置の輸送を行った本会会員には別に定める旅費規程により交通費を支払うものとする。

第4章 賠 償

(賠償)

- 第7条 利用者が故意または重大な過失により本装置に損害を与えた場合はその相当額を賠償しなければならない。

(故障)

- 第8条 本装置が故障等により利用できなくなった場合等は、管理者及び利用者において誠意をもって協議し、対応策を講じるものとする。ただし、この場合利用者に損害が発生した場合であっても、本会はその責を負わない。

(使用時の事故)

- 第9条 本装置の使用時の事故に対しては、利用者がその責を有し、本会は一切の責を負わない。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

- 第10条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

(委任)

- 第11条 この規程の定めるほか必要な事項は理事会に諮りこれを定める。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

超音波骨密度測定装置運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、超音波骨密度測定装置運用規程（以下「規程」という。）に基づき、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の所有する超音波骨密度測定装置およびその付属品（以下「本装置」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 管理

(申込)

第2条 本装置の利用を希望するものは、規程第4条の規定により、本会ホームページの「骨密度装置レンタル予約」より利用の申し込みを行うものとする。

- 2 申し込みを受け付ける期間は利用希望日の1年前から2週間前までとする。

(利用の決定)

第3条 規程第2条の規定による管理者（以下同じ。）は前条の申し込みのあった日から利用希望日の2ヶ月前までに本装置の利用を決定し、通知しなければならない。

- 2 本装置の利用日が重複する場合は、下記の順で優先する。
 - (1) 本会が主催する事業
 - (2) 本会の各支部が主催する事業
 - (3) 本会が協賛する事業
 - (4) 本会の各支部が協賛する事業
 - (5) 本会会員より申し込みがある事業
 - (6) 本会の非会員より申し込みがある事業

- 3 本装置の利用希望日の前2ヶ月より、前項の規定に関わらず申し込み順位の早いものの利用を決定する。

(輸送)

第4条 本装置の輸送は、本会が指定した方法により行うものとする。

- 2 本装置の輸送は、管理者と規程第5条第2項の規定による利用者（以下同じ。）との区間で行う。ただし、利用日の日程によっては管理者の指示に従い、利用者間で行う場合がある。

(消耗品)

第5条 本装置の消耗品は利用者が用意する。ただし、プリンタインク及びエコゼリーは本会が用意する。

第3章 雑 則

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は管理者と事務局の協議により決定し、理事会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この細則の定めるほか必要な事項は理事会に諮りこれを定める。

附 則

この細則は平成25年4月1日から施行する。

※整理番号 第 号
 ※会員番号 第 号

会 長	常務理事	担当理事

入 会 申 込 書

(入会 ・ 再入会 ・ 転入会)

顔写真
3.5×4cm

一般社団法人 長野県診療放射線技師会 会長殿

ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 生まれ
ふりがな	
〒	
住 所	
電話番号	FAX
e-mail	
ふりがな	
勤 務 先	
(所 属)	()
ふりがな	
〒	
勤 務 先	
住 所	
電話番号	FAX
(公社) 日本診療放射線技師会 (該当する部分に○を記す)	入会する ・ 入会しない 入会済(会員番号) ・ 手続き中

私は、貴会の趣旨に賛同し(入会・再入会・転入会)いたしたく、 ※○印でお囲み下さい。
 会員申込書及び会費(振込にて)を添えて申し込みます。
 平成 年 月 日

氏名 印

診療放射線 技師免許		国家試験合格年月日 第 回 年 月 日			
		登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日			
免許取得 履歴の	入学年月	卒業又は終業年月		学校名（学部・学科・専攻）	
	年 月	年 月			
取得学位	学位区分		学位記番号		
	学士 修士 博士 なし その他				
	授与年月日		授与機関		
	年 月 日				
その他の学歴 （大学・短大・専門学校など）	年 月	年 月			
	年 月	年 月			
	年 月	年 月			
	年 月	年 月			
技師 職 歴	勤続年月		勤務先名	勤務先所在地	
	自 年 月	至 年 月			
	自 年 月	至 年 月			
	自 年 月	至 年 月			
	自 年 月	至 年 月			
関連免許	免許名称		登録番号	登録年月日	
長野県診療放射線技師会 初年度会費 平成 年 月 日 受 付 年 月 日 納入年月日					
長野県診療放射線技師会 平成 年 月 日 理事会承認年月日					
長野県診療放射線技師会 平成 年 月 日 登 録 年 月 日					
日本診療放射線技師会 平成 年 月 日入会 （会員番号 ） 入会状況及び登録年月日					

* 太枠内の該当の項目は、すべてご記入ください。

* 個人情報に関する事項は、会員のデータ登録および技師会の会員管理以外には、使用しません。

退会届

一般社団法人 長野県診療放射線技師会
会長 中沢 利隆 様

会員番号_____

氏名_____ (男・女)

生年月日 昭和 年 月 日 生

私は、都合により下記放射線技師会の退会を申請します。

退会年月日 平成 年 月 日

- ① 一般社団法人長野県診療放射線技師会
- ② 公益社団法人日本診療放射線技師会

退会時の勤務先 _____

所 在 地 _____

退会理由 _____

死亡退会・事故

病気 病名 _____

届け出年月日 平成 年 月 日

届出した者の氏名 _____ 印 _____

(退会会員との続柄・関係)

届出事項変更届

一般社団法人 長野県診療放射線技師会 会長 殿

年 月 日

会員番号

氏 名 印

☐氏名改姓

旧氏名		
新氏名	カナ	
	漢字	

☐勤務先異動

旧施設名	
新施設名	
郵便番号	
所在地	
部署	
電話番号	
FAX番号	
内線番号	

☐自宅変更

郵便番号	
住所	
住所(カナ)	
電話番号	

☐連絡先変更

連絡先	☐ 勤務先 ☐ 自 宅
E-mail	

- * 該当太枠内の変更項目のみご記入ください。
- * 個人情報に関する事項は、会員のデータ登録および技師会の会員管理以外には、使用しません。

学術奨励金 申請書

年 月 日

一般社団法人長野県放射線技師

会長 中沢 利隆 殿

私は、下記のとおり学術奨励金を申請いたします。

会 員 番 号		参加者氏名	印
所 属 機 関	所 属 ・ 役 職		
	住 所		
	電 話 番 号		
助 成 対 象	大 会 名		
	場 所		
	日 時		
	演 題 等		
	区 分		
備考			

(事務局処理事項)

受 付 番 号		決定年月日	年 月 日	承認印	印
受付年月日	年 月 日	決 定 金 額	円		